

ここは**越谷市のごみ集積所**です

資源物持ち去り禁止

この集積所に出された**資源物(古紙、缶など)**は、**越谷市の行政収集に出されたものです。**

これらの資源物を持ち去る行為は、条例により禁止されています。

(越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 —————)
(第32条 第9条の2第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の 罰金に処する。)

持ち去りをした場合は、法により**処罰**されます。

持ち去り行為を見つけた場合、**警察に通報**します。

越谷市役所